

2021年（令和3年）度版

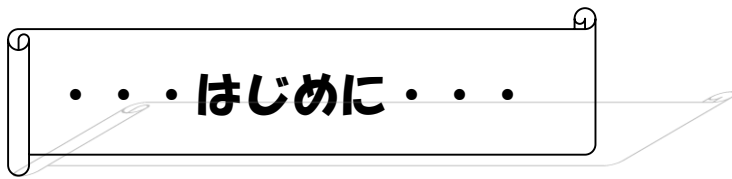
子育て応援 ガイドブック



にいかっぷちょう



新冠町



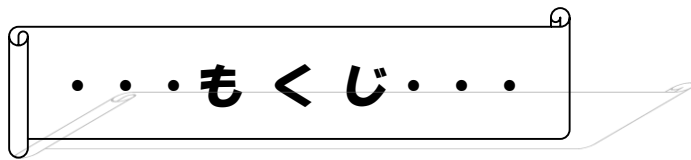
子どもの誕生と健やかな成長は、親にとっては何ものにも代えがたいかけがえないものです。

しかし、初めての子育てや育児を経験するお父さんやお母さんにとっては、健康診断や予防接種など初めて経験することばかりです。

この「子育てガイドブック」は、これから出産を控えているお母さんや育児中のお父さんお母さんのために、子育てに関する情報などを紹介しています。

出産や子育てで心配なとき、困ったときなどに子育てを楽しくできる一助として、家庭で気軽に利用して頂き、子育てに関わる皆さんの手助けとなりましたら幸いです。





● 赤ちゃんが生まれるまで・・・妊娠

★母子健康手帳の交付申請（妊娠の届出）	1
★妊婦健診時の交通費助成	1
★出産時の宿泊費助成	1
★母親学級	1
★不妊治療費の助成	1
★妊婦情報登録制度	1

● 赤ちゃんが生まれたら・・・出産

★出生届	2
★こんにちは赤ちゃん事業	2
★未熟児療育医療給付事業	2

● 子どもの健康

★乳幼児健診	3
★子育て相談	3
★離乳食教室	3
★親子の楽しい料理教室	3
★フッ素塗布	3
★予防接種	4
★子どもがかかりやすい病気	6
★子どもの病気とケア	7
★いざという時の応急手当	8
★子ども発達支援センター	9
★医療機関一覧表	10

● 子どもの手当てと助成・家庭への支援

★子どもの手当て	11
★子どもの医療費助成	11
★その他の助成、支援	12

● 子どもを預ける

★新冠町立認定こども園ド・レ・ミ	13
★新冠町子育て支援センター	13

● 楽しく学べる施設・遊び場

★新冠町レ・コード館	14
★新冠町レ・コード館 図書プラザ	14
★児童館	15
★放課後子ども教室	15
★スポーツセンター及び節婦体育館	16
★新冠町郷土資料館	16
★親子で楽しめる公園	16

● その他の子どもの支援・相談

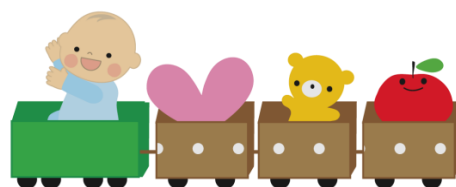
★児童相談所	17
★保健所	17
★民生委員・児童委員、主任児童委員	17
★少年相談 110番	17
★相談支援事業	17
★児童家庭支援事業	17
★子どもの人権 110番	18
★要支援、要保護児童等支援事業	18

● 地域における児童虐待の防止について

● 子育てマップ

■ 各種問い合わせに関する役場関係課の直通電話番号

・新冠町役場 代表電話	0146-47-2111
・町民生活課	0146-47-2112
・保健福祉課	0146-47-2113
・教育委員会管理課	0146-47-2547
・教育委員会社会教育課（社会教育G）	0146-45-7600
・教育委員会社会教育課（体育青少年G）	0146-47-2106
・新冠町認定こども園ド・レ・ミ	0146-47-2489
・新冠町子育て支援センター	0146-47-4525



● 赤ちゃんが生まれるまで・・・妊娠



★母子健康手帳の交付申請（妊娠の届出） 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

妊娠がわかったら早めに届出をしてください。届出時に母子手帳をお渡しします。

※医療機関で診断を受けてから届け出てください。

＊届出時に一緒にお渡しするもの＊

妊産婦健康診査の受診票（妊婦一般健診：14回分 超音波検査：14回分 産婦健診2回分）を交付します。

※上限を超えた受診費用は自己負担となります。

★妊婦健診時の交通費助成

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

妊婦健診を受診した医療機関までの交通費の一部を助成します。

※妊娠届出時に一緒に申請してください。

★出産時の宿泊費助成

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

出産に備え出産病院の近くに宿泊した場合に妊婦とその付添い人等の宿泊費の一部を助成します。

※産後2カ月以内に申請してください。

★母親学級「キレイ☆ママパパー～む」

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

妊娠中の生活のポイントや出産・育児の話し、沐浴やオムツ交換体験などを行います。

※対象者には個別にご案内します。

★不妊・不育症治療費の助成

「マザーリーフ事業」

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

不妊・不育症治療を受ける夫婦へ治療費の一部を助成します。

※対象となる治療は人工授精と特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、不育症治療です。

★妊婦情報登録制度

「にいかっぴママさぽ～と」

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

出産時の緊急事態に備え、日高中部消防組合へ妊婦さんの情報を登録することにより、自宅へ迅速に出動・出産予定病院へ搬送し、安心して出産に臨めるようにするものです。

※妊娠届出時に一緒に申請してください。





● 赤ちゃんが生まれたら・・・出産

★出生届

【届け出先：最寄りの市区町村住民窓口】

届出は、お近くの市区町村住民窓口にて届出できます。
生まれた日から14日以内に届け出てください。
なお、名前は人名用漢字の範囲内でつけてください。

★こんにちは赤ちゃん事業

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

お子さんが生まれたご家庭を保健師が訪問し、
赤ちゃんやお母さんの健康状態を確認したり、
子育ての相談に応じます。

★新生児聴覚検査費用助成事業

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

新生児聴覚検査費用を全額助成します。

★未熟児養育医療給付事業

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を負担します。世帯の所得税額に応じ自己負担があります。



★その他の各種手当と助成・家庭への支援

- ・児童手当
 - ・子ども誕生祝金制度
 - ・チャイルドシート購入費補助金制度 など
- ※詳細は本ガイドブックP11・12 参照



● 子どもの健康



★乳幼児健診（毎月1回実施） 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

- 子どもの発育や発達が順調かどうかを知っておくために乳幼児健診を受診しましょう。

健診は、子育ての悩みや疑問を解決する場でもあります。ぜひ活用してください。

事業名	事業内容	対象者	場 所
4か月健診 7か月健診 12か月健診	問診、身体測定、小児科医の診察、子育て・ 歯科・栄養相談等を行ないます。	4か月児 7か月児 12か月児	新冠町レ・コード館
1歳6か月健診	問診、身体測定、歯科検診・小児科医の診察、 子育て・歯科・栄養相談、発達相談等を行ない ます。	1歳6か月児	新冠町レ・コード館
3歳児健診	問診、身体測定、歯科検診・小児科医の診察、 尿・視力・聴力検査、子育て・歯科・栄養相 談、発達相談等を行ないます。	3歳児	新冠町レ・コード館

※新型コロナウイルス感染症対策のため令和3年度は新冠町レ・コード館で開催します。

（通常時は新冠町保健センター）

★子育て相談

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

子育てに関する疑問や悩み等について、保健師・管
理栄養士・歯科衛生士が電話や来所相談に応じます。

★離乳食教室

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

離乳食開始前後の子どもをもつ保護者に離乳食の
進め方や講話をしています。

★親子の楽しい料理教室

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

小学1年～6年生までの子どもと保護者を対象に、
夏休み等の期間中に料理教室を開催しています。



★フッ素塗布

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

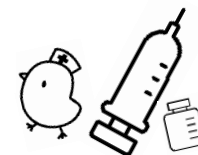
むし歯を予防するためのフッ素塗布、歯科相談を
実施しています。

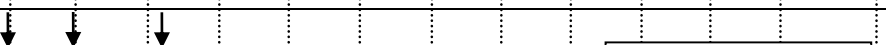
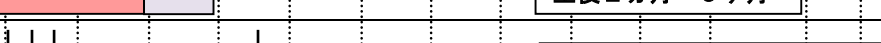
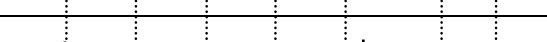
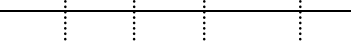


※ 対象の方には個別で案内を郵送します。

★ 予防接種カレンダー

赤ちゃんは病気に対する抵抗力が弱く、細菌やウイルスによる感染症にかかりやすいと言われています。そんな細菌やウイルスから赤ちゃんを守る方法のひとつが、ワクチン接種です。接種が可能な月齢になったら、できるだけ早くワクチンを接種し、感染症を予防しましょう！！



種 類		対 象 年 齢														費 用	接 種 回 数 等	
		2 ヵ月	3 ヵ月	6 ヵ月	9 ヵ月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	12 歳	13 歳			
定期接種	個別接種	インフルエンザ菌 b 型(Hib)															全 額 助 成	初回接種：4～8 週の間隔で 3 回 追加接種：初回接種後 7～13 カ月後に 1 回
		小児用肺炎球菌 (髄膜炎)																初回接種：4 週間隔で 3 回 追加接種：初回接種後 60 日以上あけ 1 歳以上で 1 回
		B 型肝炎 (HBV)																初回接種：4 週間隔で 2 回 追加接種：初回接種後 139 日以上あけて 1 回
		四種混合 (ジフテリア・百日咳・ 破傷風・ポリオ)																初回接種：3～8 週間隔で 3 回 追加接種：初回接種後 1 年～1 年半の間に 1 回
		麻しん・風しん 混合ワクチン																I 期：1～2 歳未満 II 期：5～7 歳未満(就学前の 1 年間)
		水痘 (水ぼうそう)																初回接種：1 歳～1 歳 3 カ月 追加接種：初回接種後 6～12 カ月後に 1 回
		日本脳炎																第 1 期初回接種：1 歳～1 歳 3 カ月 追加接種：初回接種後 6 カ月以上 (概ね 1 年)あけて 1 回 第 2 期：9 歳以上 10 歳未満で 1 回
		子宮頸がん																①初回接種 ②初回から 1 カ月後 ③初回から 6 ヵ月後の計 3 回接種
		BCG (結核)																生後 5 カ月～1 歳未満で 1 回 対象の方には個別にご案内致します。
		二種混合 (ジフテリア・破傷風)																小学校 6 年生で 1 回 対象の方には個別にご案内致します。
		ロタウイルス																4 週以上の間隔で 2 回接種

種 類			対 象 年 齢													費 用	接 種 回 数 等	
			2 カ 月	3 カ 月	6 カ 月	9 カ 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	12 歳			13 歳
任 意 接 種	個 別	インフルエンザ															※一部助成 1 回目 1,500 円 2 回目 500 円	・ 1 3 歳未満は 2 回接種 (初回接種から 2～4 週の間隔をあけて 2 回目を接種) ※中学生以降も接種できますが、 全額自己負担になります。
	接 種	麻疹・風しん	対象：① 2 0 歳以上 4 5 歳以下の女性 ② 妊婦の配偶者とその家族 ※①以外で婚姻しており、妊娠を希望している方はご相談ください。													※一部助成 ①風しん単 独ワクチン： 2,000 円 ②混合ワクチ ン： 4,000 円	1 回接種	

生後6ヵ月～13歳未満

対象：①20歳以上45歳以下の女性
②妊婦の配偶者とその家族
※①以外で婚姻しており、妊娠を希望している方はご相談ください。

予防接種を安全に受けるポイント

- ①こどもの体調は良いですか？
- ②受ける予防接種について、必要性や効果、副反応などを理解していますか？
- ③母子手帳・予診票を持ちましたか？
※母子手帳は必ず持参しましょう。予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任を持って記入しましょう！！

異なる種類の予防接種を受ける場合の接種間隔について

生ワクチン
(BCG・水痘・麻しん風しん)

27日以上あける

別のワクチンが接種できます！！

不活化ワクチン
(四種混合・Hib・小児肺炎球菌・インフルエンザ)

6日以上あける

別のワクチンが接種できます！！

★子どもがかかりやすい病気

大人に比べ、抵抗力の弱い子どもは、病気にかかりやすいものですが、病気を繰り返すことで徐々に抵抗力をつけていきます。しかし、普段のお子さんと違う様子を見ると不安になるものです。

おうちでは、まず、「いつもと何か違うな」と感じる事が一番大切です。そのためには、日頃のお子さんの健康状態を知っておく必要があります。

♪健康状態のチェックポイント♪

- 平熱は何度くらい？
- いつもの食欲は？
- いつものうんちの回数は？固さは？色は？
- いつものおしっこの回数は？色は？
- 機嫌はいいですか？
- 顔色はどんな色？

※お母さんと一緒のときに具合が悪くなるとは限らないので、お父さん・おじいちゃん・おばあちゃん等お子さんに関わる皆さんが知っておくといいですね。

麻疹 (はしか)

約10～12日間の潜伏期間後、発熱、せき、鼻汁、目やに、発しんが出ます。最初の3～4日は38度前後の熱が出て、一時的に熱が治まったかと思わせますが、再び39～40度もの高熱と発しんが出てきます。高熱は3～4日続いた後下がり、発しんもしだいに消えていきます。主な合併症としては肺炎、中耳炎があります。安静にして水分や消化のよいものを与えましょう。



風しん(三日はしか)

はしかに似た発しんが見られますが、規模が小さく、数も少なめです。潜伏期間は14～21日です。せき、鼻水はわずかで、2～3日で発しんが消えます。まれにリンパ腺の腫れが見られることがあります。安静と栄養に気を配ってください。

手足口病

口の中の粘膜や手足の末端に発しんが現れる病気です。潜伏期間は2～7日です。伝染力が強く、夏に多い病気です。発しんは1週間程度で消えますが、口の中にできた水疱が破れ痛むことがあるので、刺激の少ない食事を与えましょう。よくうがいをし、安静にします。

突発性発しん

5～7か月頃までの赤ちゃんによく見られます。急に熱が出て、3～4日続きます。熱が下がった後、全身にあせものような発しんが出ます。軟便や下痢を伴うことがある以外に症状はほとんどなく、発しんは数日で消えます。高熱のときに解熱剤を使用する程度でよいでしょう。

とびひ

皮膚にかゆみや水ぶくれなどができる病気です。水疱はかぶれやすく、ただれ、かさぶたになり、あちこちにうつっていきます。予防は、皮膚を清潔にし、湿疹や虫さされのあとを汚い手でかかないことです。

水ぼうそう

12～21日間の潜伏期間のあと、軽い発熱に始まり、全身に発しんが広がります。水疱になり、全てかさぶたになったら感染力は無くなります。この間1週間程度です。痒がるので手指を清潔にしてあげ、他の子と接しないよう自宅で静かに遊ばせましょう。

溶連菌感染症

2～5日の潜伏期間の後、のどの痛みや高熱、おう吐、発しんがみられます。舌が赤くぶつぶつになること(いちご舌)もあります。抗生物質を使用すると症状は3～4日で消えます。

★子どもの病気とケア ～すぐ受診するか、少し待つかのめやすです～



発熱

熱があるときは体の中の水分が多く失われるので、水分は欲しがるだけあげましょう。食欲があるようなら、おかゆのような水分の多いもので食べ慣れた食品をあげましょう。

気持ち良さそうなら、氷枕を使ったり、冷却ジェルシートや水で絞ったタオルで額を冷やしてあげましょう。嫌がるようなら無理に冷やす必要はありません。

衣類、寝具は顔が青白く寒気がしてきたら保温、逆に熱が上がりがきって赤い顔であれば少し薄着にしましょう。汗をかいたらこまめに取り替えましょう。

こんなときは病院へ！

- ①生後3か月未満の子ども
- ②けいれんをしている
- ③5日以上発熱が続く
- ④心臓や免疫の病気がある
- ⑤ぐったりしている
- ⑥意識がもうろうとしている
- ⑦顔色、爪、口唇などが青い（チアノーゼ）

おう吐

ガーゼで口の中を拭いて、寝具や服が汚れたら取り替えましょう。

水分や食事は様子を見ながら少しずつ与えます。嫌がったり、再び吐くようなら無理強いしないで。

こんなときは病院へ！

おう吐が続いてぐったりしたり、水分を受けつけないときには病院を受診しましょう。

下痢

脱水にならないように水分補給をこまめにしましょう。食事は食欲があるなら消化の良いものをあげましょう。食欲がなければ無理強いしないで、お腹が冷えないようにしてあげましょう。

こんなときは病院へ！

便に血が混じっていたり、お腹を痛がって苦しそうなときには急いで病院を受診しましょう。

せき

せきが止まらず苦しそうなら、立て抱きにして背中をトントンとたたいたり、さすってあげると呼吸がスムーズになります。

加湿器や洗濯物を干すなどして室内の乾燥を防ぎましょう。

こんなときは病院へ！

呼吸が苦しそうだったり、ヒューヒューという音がしていたら病院を受診しましょう。

鼻水・鼻詰まり

綿棒で鼻掃除をしてあげます。詰まっているときはティッシュでくすぐり、くしゃみをさせてあげましょう。

蒸しタオルを鼻の下にあてると、鼻の中をきれいに掃除できます。

こんなときは病院へ！

粘っこい黄色や緑色、茶色の鼻水が出ていたら、感染しているおそれがあります。中耳炎やくも膜下出血があるので、病院を受診しましょう。

★小児救急電話相談

休日・夜間の子どもの急な病気に、どう対処したらよいか、受診の判断や受診先のアドバイス等を小児科医・看護師から受けられます。

「北海道小児救急電話相談」 011-232-1599（短縮ダイヤル：＃8000）19：00～23：00

※短縮ダイヤル（＃8000）は、ご家庭のプッシュ回線及び携帯電話からご利用いただけます。

※電話相談は、家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんので予めご了承ください。

★いざという時の応急手当

もし、事故が起きてしまったら、一刻も早く緊急の処置をとることが必要です。医師に診せる前の、あるいは救急車が来る前の応急手当は、落ちついて対処すると難しいことはありません。

◎変な物を飲んだ、食べた（誤飲）！！

お子さんが寝返りや、はいはいができるようになると、手に触れるものを何でも口に入れようとして危険です。薬品や、口に入ってしまうような小さなものは、手の届かないところに保管しておきましょう。異物を飲み込んだ場合は、飲み込んだものによって処置が変わってきます。子どもが誤飲することの多いものを一覧にしましたが、下記以外のものや、処置方法が分からない場合は、中毒110番に問い合わせて指示を仰いでください。

品 目	水か牛乳を 飲ませる	吐かせる	品 目	水か牛乳を 飲ませる	吐かせる
たばこ(2 cm以上は危険)・灰皿の水	×	○	漂白剤・カビとり剤・トイレ用洗剤・タイル用洗剤等	○	×
農薬・殺虫剤・灯油・ベンジン・シンナー・ガソリン・マニキュア・除光液・ガラスの破片・針・ヘアピン・ボタン電池	×	×	医薬品・香水・ヘアトニック・芳香剤・消臭剤	○	○
			ナフタリン等防虫剤	水○牛乳×	○

※ ○は、おこなってもよい ×は、おこなってはだめ

公益財団法人 日本中毒情報センター

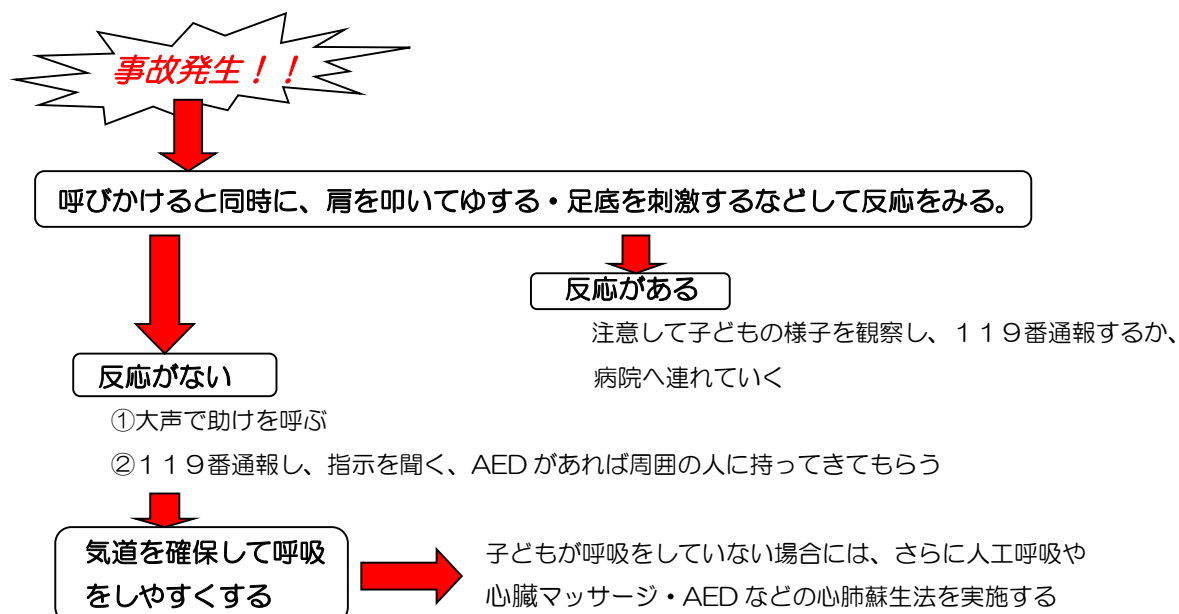
- 大阪中毒110番 TEL 072-727-2499 (365日対応・24時間)
- つくば中毒110番 TEL 029-852-9999 (365日対応・9時～21時)

！！相談するときのポイント！！

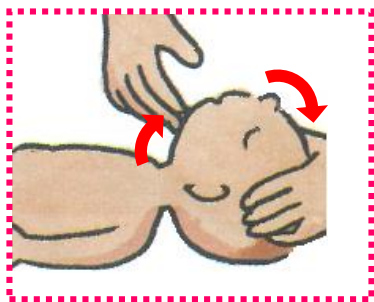
①赤ちゃんの月齢 ②いつ ③何を ④どのくらいの量を飲んだか ⑤現在の赤ちゃんの状態

◎乳児・小児の心肺蘇生法！！

おぼれたり、のどにものが詰まった際には、一刻も早い処置が必要です。人間の脳細胞は数分間血液が流れずに酸素が不足すると、その後どんなに治療を行っても回復することはありません。ですから、救急車が来るまでの数分、数十分間の応急手当が大切です。 子どもを助けるために、勇気を持って行動を！！



《気道確保の方法》



あお向けにして、あごの先を少し持ち上げると同時に、頭を後ろに反らせて、空気の通り道を開くようにする。

《心肺蘇生法》

	乳児（１２か月未満）	小児（１２か月以上）
人工呼吸	口で、子どもの口と鼻を一緒におおい、約１秒かけて子どもの胸の上りが見える程度の量を吹き込む。	子どもの鼻をつまみ、口と口をつけて、息を吹き込む。約１秒かけて胸の上りが見える程度の量を吹き込む。
心臓マッサージ	左右の乳頭を結んだ線の少し足側を指２本で胸の厚さが３分の１くらい沈む強さで押す。１分間に約１００回、強く絶え間なく押す。 	胸の真ん中を手のひらのつけ根の部分で胸が３分の１くらい沈む強さで押す。両手で押してもよい。１分間に約１００回の速さで強く絶え間なく押す。 
AED	使用しない	小児用パッド（無ければ成人用）を用いる。

※人工呼吸２回⇒心臓マッサージ３０回を救急隊が到着するまで繰り返します。

AED が届いたら、すぐに装着し音声の指示に従い操作を行ないます。

★新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」【問合せ先：保健福祉課保健福祉Ｇ福祉係】

◎子育てで不安なことはありませんか？

「落ち着きがない」「言葉が出ない」「お友達と仲良くできない」・・・など、子どもの育ちで気になることはありませんか？ 「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」は、発達に遅れや不安を抱えている子どもに対して療育を行なう施設です。何か小さなことでも気になることがあったら「あおぞら」に相談してください。専門のスタッフが発達に関する相談を受け付けています。一緒に子どものより良い成長を考えていきましょう。まずは電話で気軽にご相談ください。

◎支援内容……集団療育…２名～５名の少人数で友達との関わりや集団行動の基礎を体験

個別療育…一人ひとりが抱えるニーズや課題に応じて専門スタッフが対応

※ 原則、親子での通園となります

◎利用時間……月～金曜日 ９：００～１８：００

◎利 用 料……新冠町在住者は無料

詳しくは **新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」**
住 所 新冠町字節婦町 １１７ 番地の １
電話番号 ０１４６－４７－１５２２



マスコットキャラクター
そらちゃん

★医療機関一覧表 医科（町内及び近隣町）

病 院 名	診療科目	住 所	電話番号
新冠町国保診療所	内・小・外・整	新冠町字中央町 5-14	0146 47-2411
新ひだか町立静内病院	内・外・循・婦・小・皮・呼・整	新ひだか町静内緑町 4-5-1	0146 42-0181
医療法人社団 静和会石井病院	精・神・内	新ひだか町静内高砂町 3-3-1	0146 42-3031
医療法人徳洲会 日高徳洲会病院	総・漢・内・循・胃・消・小・外・整・脳外・泌・リハ・放・麻・人工	新ひだか町静内こうせい町 1-10-27	0146 42-0701
医療法人社団 仲川内科胃腸科医院	内・小・胃	新ひだか町静内御幸町 2-4-12	0146 42-0345
医療法人社団 愛生会山田クリニック	内・小・リハ	新ひだか町静内旭町 1-30-27	0146 43-0008
医療法人社団 駒木クリニック	内・外・胃・麻	新ひだか町静内青柳町 1-9-21	0146 45-0123
医療法人 まうたの森整形外科	整・リハ	新ひだか町静内青柳町 1-8-7	0146 42-4133
医療法人社団 しずない耳鼻咽喉科医院	耳	新ひだか町静内青柳町 1-12-5	0146 45-2300
しずない皮フ科クリニック	皮	新ひだか町静内青柳町 1-9-18	0146 45-1112
医療法人社団 佐藤眼科	眼	新ひだか町静内青柳町 1-9-19	0146 45-0333
総合病院浦河赤十字病院	内・小・外・血管外・整・眼・産婦・泌・精・耳・皮・麻	浦河町東町ちのみ 1-2-1	0146 22-5111
うらかわエマオ診療所	内・児精・精	浦河町東町ちのみ 3-2-34	0146 26-7430

★医療機関一覧表 歯科

病 院 名	住 所	電話番号
井上歯科医院	新冠町字中央町 8-3	0146-47-2341
新冠ファミリー歯科医院	新冠町字北星町 5-83	0146-47-3301

- 時間外や休診日の受診はなるべく控えましょう。
（医療スタッフの充実している診療時間内に受診しましょう。）

※診療日、診療時間等の詳細は、各医療機関にお問い合わせください。



● 子どもの手当てと助成・家庭への支援



★子どもの手当て

■ 児童手当 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

子どもを養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している保護者に対し支給されます。

年齢	月額
3歳未満	15,000円
小学生（第1子・第2子）	10,000円
小学生（第3子）	15,000円
中学生	10,000円
特例給付（所得制限該当者）	5,000円

支給月 2月、6月、10月 計3回

■ 児童扶養手当 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

父又は母と生計を同じくしていない子どもがいる家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもを監護している父又は母や、父又は母にかわってその子どもを養育している保護者に対し支給されます。

※世帯で生計を維持する方々の所得制限があります。

※毎年全国消費者物価指数により変動します。

■ 特別児童扶養手当 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

身体や精神に障害のある子どもについて、子どもの福祉の増進を図ることを目的に満20歳未満の子どもを監護している父又は母や父又は母にかわってその子どもを養育している保護者に対し支給されます。

■ 障害児福祉手当 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G福祉係】

重度の障害にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児に手当を支給し、重度の障害にあるため特に必要とされる負担の軽減を図る一助とする制度です。

★子どもの医療費助成

■ 子ども医療費助成制度 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G医療給付係】

中学3年生までの子どもの保険適用医療費のうち、入院時食事療養標準負担額を除く医療費自己負担を全額助成します。

※所得制限があります

■ ひとり親家庭等医療費助成制度 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G医療給付係】

18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障がいがある場合を含む）の医療費の全部又は一部を助成します。但し、満15歳（中学生以下）は全額助成します。

★その他の助成、支援

■ チャイルドシート購入費助成制度 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

6歳未満の乳幼児のために、国の定める基準に適合するチャイルドシート及びジュニアシートの購入に対して補助することにより、着用の促進と乳幼児の安全を守ることを目的に補助金を交付する新冠町独自の制度です。

チャイルドシート（0～4歳未満） 購入費用の2分の1以内、限度額15,000円

ジュニアシート（4～6歳未満） 購入費用の2分の1以内、限度額5,000円

■ チャイルドシート貸与制度 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

6歳未満の乳幼児のために、国の定める基準に適合するチャイルドシート及びジュニアシートを短期間貸し出すことにより、町民の利便を図り、着用の促進と乳幼児の安全を守ることを目的に貸し出す新冠町独自の制度です。 利用料は無料です

■ 子ども誕生祝金制度 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

子どもの出産を祝うとともに、子育て世代を応援するため、1人当たり10万円を交付する新冠町独自の制度です。 出生届の際、窓口で交付します。

■ ごみ処理手数料の免除 【問合せ先：町民生活課町民生活G環境衛生係】

紙おむつの使用などでごみの量が多くなる世帯に、新冠町指定燃やせるごみ袋(大)を交付します。

- ・対象…0歳児～2歳6か月児
- ・内容…出生時：30枚、1歳時：20枚、2歳時：10枚を交付
- ・申請方法…町民生活課窓口で誕生日又はその歳の年度内に申請して下さい
(印鑑、母子手帳をお持ち下さい。)

■ 小・中学校の給食費無償化 【問合せ先：教育委員会管理課管理G学校教育係】

小学校・中学校の学校給食費を無償としています。

■ 小・中学校就学援助事業 【問合せ先：教育委員会管理課管理G学校教育係】

経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品、新入学用品等を支給する事業です。希望される方は、就学援助費申請書等、必要書類を在学している学校に提出してください。

■ 奨学金制度 【問合せ先：教育委員会管理課管理G学校教育係】

成績優秀で、経済的理由により修学困難な生徒に学資を貸与し、有能な人材を育成することを目的とする制度です。奨学生となることを希望される方は、毎年3月に願書の提出が必要です。

- ・対象…◎奨学生本人が新冠町に住所を有していること。
◎高等学校、高等専門学校又は大学等に在学する者であること。
◎経済的理由により学費に乏しく修学困難な者であること。
◎学業が優良で性行が善良であること。

■ 高校生への通学支援事業 【問合せ先：教育委員会管理課管理G学校教育係】

- ・節婦・大狩部地区から新ひだか町の高校へ通学する生徒へ、公共交通機関の費用の一部を助成します。
- ・JR静内駅から静内農業高校までの通学バスを新ひだか町と共同運行します。

● 子どもを預ける



★新冠町立認定こども園ド・レ・ミ 【問合せ先：新冠町立認定こども園ド・レ・ミ】

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の提供並びに保護者に対する子育て支援を総合的にを行います。

概 要

認定区分	年齢区分	定員	保育時間(基本)	一時預かり事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上	30名	9:00~13:00(月~金)	※利用料がかかります。 (月~金) 13:00~16:00 (土曜、夏季・冬期休業期間中) 9:00~16:00
2号認定 (保育認定)	3歳以上	90名	8:00~16:00(月~土)	父母のお仕事の勤務時間により 早朝 7:30 から夕方 18:00 まで 保育を受けることができます。
3号認定 (保育認定)	3歳未満	45名	8:00~16:00(月~土)	

※詳しくは、町民生活課町民生活G社会係又は認定こども園ド・レ・ミへお問い合わせください。



【新冠町立認定こども園ド・レ・ミ】

★新冠町子育て支援センター 【問合せ先：新冠町子育て支援センター】

子育て支援センターとは、主に乳幼児(0歳~就学前)を持つ親とその子どもが気軽に利用し、親子の交流や育児に関する相談ができる場です。子育て情報の提供の場として支援活動や一時預かり事業等の様々な事業を行っています。(認定こども園ド・レ・ミ内)

利用時間…9:00~12:00、13:00~17:00(月~土曜日)日・祝日・年末年始を除く





● 楽しく学べる施設・遊び場

★新冠町レ・コード館 【問合せ先：社会教育課社会教育G施設管理係】

レ・コード館には、黎明期のレコード盤など 100 万枚のレコードが収蔵されており、希少な文化遺産に触れることができます。また、町民の学習や文化の拠点施設として様々な自主活動や事業が行われています。

- 【開館時間】
- ・レ・コード館研修室等 9:00～21:00（月～日曜日）
 - ・ミュージアム等見学コース 10:00～17:00（火～日曜日）
 - ・展望塔 10:00～16:30（火～日曜日）
- 【休館日】 ・毎週月曜日（祝日と重なるときは翌日）、祝日の翌日、年末年始



【レ・コード館】

★新冠町レ・コード館 図書プラザ 【問合せ先：社会教育課社会教育G図書係】

図書プラザは、レ・コード館の建物の中にある図書室です。

館内には幼児向けの小さな便座のトイレ、オムツ換えシートやベビーチェアを備え付けたトイレやベビーカーも用意しています。幼児向け絵本や紙芝居、布製の手作り絵本がたくさんある「おはなしのへや」は、お子さんと一緒にくつろいで絵本を楽しむことができます。

ボランティア団体「読み聞かせの会びっくり箱」のお話し会も月2回開催されています。

また、ブックスタート事業として、4か月健診時に2冊、セカンドブック事業として3歳児健診時に1冊お子さんに絵本をプレゼントしています。

- 【開館時間】 ・10:00～18:00（毎週水曜日は夜間開館日 10:00～20:00）

- 【休館日】 ・毎週月曜日（祝日と重なるときは翌日）、祝日の翌日、年末年始、その他(蔵書点検等)



【おはなしのへや】



【読み聞かせの会びっくり箱】

★児童館 【問合せ先：社会教育課スポーツ青少年G児童厚生係】

町民センター内にある児童館は、子どもたちが自由に遊べる施設です。児童館厚生員を配置し、子どもたちが安心して活動できるよう見守りをしています。

【開館時間】 9：00～17：00（月～土曜日）

【入館料】 無料

【休館日】 日曜日、祝日、年末年始

【活動内容】 基本、自由遊び

年4回程度、子どもたちを対象とした特別事業を実施します。

【その他】 小学校就学前児童が利用する場合は、保護者の同伴が必要です。

★放課後子ども教室 【問合せ先：社会教育課スポーツ青少年G児童厚生係】

放課後下校途中に、子どもたちに様々な体験・交流活動の機会を定期的に提供します。

（コーディネーター・安全管理員を配置しています。）

（1）朝日小学校区（にこにこ朝日小教室）

【活動日】 月～金の学校のある平日（木・土・日曜日、祝日、長期休業日等を除く）
スクールバス2便がある日

【活動場所】 朝日小学校

【活動時間】 14：00～16：00

【活動内容等】 ・自由参加を認めます。※ただし、申し込みが必要です。（年度1回）

・傷害保険へ加入し、活動中の怪我等に備えます。

・教室で用意する遊び、体験活動に参加していただきます。

※スポーツ教室や読み聞かせ等

・遊び場へは大人がつき、安全を見守ります。

（※1～3年生のみ4年生以上は見守りはありません。）

・教室で実施する特別事業に参加することができます。

・活動終了後、帰宅させます。



（2）新冠小学校区（にこにこ新冠小教室）

【活動日】 月～金の学校のある平日（土・日曜日、祝日、長期休業日等を除く）

【活動場所】 町民センター

【活動時間】 2月～10月 14：30～16：30

11月～1月 14：30～15：45

【活動内容等】 ・基本的に朝日小学校区と同じ内容です。

・小学校からの直接来館・自由参加を認めます。

児童館・放課後子ども教室では、両親が共働きで定期的に利用される場合、登録（申込み）していただくと

①子どもの所在確認を行ないます。

②保護者の迎えがある場合は、教室終了後から18：00まで児童館で子どもを預かります。

なお、朝日小学校区児童については、朝日小学校から児童館までスクールバスの利用ができます。

③土曜日や長期休業中も、18：00まで児童館で子どもを預かります。

④児童館から習い事に参加することができます。

※詳細については、社会教育課スポーツ青少年G児童厚生係にお問い合わせください。

★スポーツセンター及び節婦体育館 【問合せ先：社会教育課スポーツ青少年Gスポーツ青少年係】

スポーツセンター及び節婦体育館は、町民の日常的なスポーツ活動の場として開放している施設です。バレーボール等の様々な競技を行うことができ、用具の貸し出しも行っていきます。

【開館時間】 9：00～21：00（日、祝日は 17：00 まで）

【入 館 料】 町民個人利用 無料

【休 館 日】 毎週月曜日、年末年始

★新冠町郷土資料館 【問合せ先：社会教育課社会教育G文化財係】

郷土資料館は、ふるさと新冠の歴史や自然、民俗を様々な資料を通して学ぶことができる施設です。

【開館時間】 9：00～16：30（火～土曜日）

【入 館 料】 無料

【休 館 日】 毎週日曜、月曜日、祝日、年末年始



【新冠町郷土資料館】

★親子で楽しめる公園

親子で一緒に楽しめる公園を紹介します。

公 園 名	所在地	説 明
レ・コードパーク	字東町	役場に隣接している平坦な広場と遊歩道、公園の奥には小高い築山がある芝生の公園で、噴水池やコンビネーション遊具が置かれています。公園内の2か所に公衆トイレがあります。
判官館森林公園	字高江	判官館森林公園内の広い平坦な公園で、遊具が置かれており、判官岬までの遊歩道沿いには珍しい草花があります。また、隣接してキャンプ場やバンガロー、公衆トイレなどの施設もあります。



【レ・コードパーク】



【判官館森林公園】



【判官館森林公園キャンプ場】

● その他の子どもの支援・相談



★児童相談所

18歳未満の子どもの心や身体に関すること、家庭や学校で困ったことなど、子どもに関わる様々な相談に応じ、子どもの健やかな成長を願ってともに考え、お手伝いする公的な相談機関です。

「北海道室蘭児童相談所」 室蘭市寿町1丁目6番12号（胆振・日高管内を担当しています）

電話 0143-44-4152（短縮ダイヤル：189）

FAX 0143-44-4829 相談は月曜日～金曜日 8：45～17：30（祝日、年末年始を除く）

虐待通告は夜間・休日に対応します。

★保健所

心と身体の健康、病気の予防や育児などについての相談に対応します。

「北海道静内保健所」 新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号

電話番号 0146-42-0251

★民生委員・児童委員、主任児童委員（民生委員児童委員協議会）

生活に困っている方、高齢者や障害者の方々の相談・支援者としての活動だけではなく、児童委員として子どもの様々な問題についての相談に対応します。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する問題を専門としており、育児の不安、子どもの悩みなどの心配ごとがありましたら、気軽にご相談ください。

もちろん、あなたのプライバシーを尊重します。

各地域の民生委員・児童委員又は役場町民生活課町民生活G社会係へ

★少年相談110番

子どもの問題で悩む保護者や悩みを抱えている子どもたちからの相談のほか、少年の非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などに関する相談に対応します。

「少年サポートセンター」（北海道警察本部少年課）

札幌市中央区北1条南7丁目 プレスト1・7ビル 3階

電話番号 0120-677-110

※携帯電話からは011-242-9000または011-251-0110

★相談支援事業

生活のこと、お仕事のこと、学習支援などの様々な悩み相談を受けており、子どもが事情によりなかなか学校に登校出来ないなどの相談にも対応します。

「新冠町相談支援事業所 相談室かける」（社会福祉法人 新冠ほくと園）

新冠郡新冠町字本町65番地の17

電話番号 0146-47-2333

★児童家庭支援事業

地域の子どもの福祉に関する様々な問題について、子どもや家庭から24時間体制で相談を受けています。

「いぶりひだか児童家庭支援センターしずく」 苫小牧市元町2-4-3

電話番号 0144-84-3780

★子どもの人権110番

子どもの人権についての専用電話です。いじめや体罰などの子どもの人権についての相談に対応します。

「法務局・地方法務局・人権擁護委員」

電話番号 0120-007-110（全国共通通話料無料）

★要支援、要保護児童等支援事業（要保護児童対策地域協議会）

児童虐待などで保護を要する子ども、養育支援が必要な子どもや保護者に対し、関係機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」です。

適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童福祉に関する業務に従事する者との協議を行います。

事務局「役場町民生活課町民生活 G 社会係」

電話番号 0146-47-2112（直通）

【主な児童虐待の通告・報告・相談・問い合わせ先】

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・ 北海道室蘭児童相談所 | 0143-44-4152 |
| | （短縮ダイヤル 189） |
| ・ 北海道札幌方面静内警察署 | 0146-43-0110 |
| ・ 新冠駐在所 | 0146-47-2353 |
| ・ 節婦駐在所 | 0146-47-2789 |
| ・ 朝日駐在所 | 0146-47-2042 |
| ・ 泉駐在所 | 0146-49-5022 |
| ・ 新冠町役場町民生活課 | 0146-47-2112 |
| （新冠町要保護児童対策地域協議会事務局） | |
| ・ 新冠町役場保健福祉課 | 0146-47-2113 |
| ・ 新冠町教育委員会管理課 | 0146-47-2547 |



● 地域における児童虐待の防止について



「児童虐待」とは

本来、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が子どもの身体や心を傷つけることを言います。子どもの虐待の種類は大きく4つに分けられ、これらは重複して起こっていることが少なくありません。

たとえ親の愛情から行われた「しつけ」のつもりでも、結果的に子どもにとって有害ならば、それは「虐待」になります。皆さんの目から見て「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合や明らかな虐待は確認できないが、虐待が疑われる場合は、関係機関へ通告することが義務となっています。「虐待かな」「虐待してしまいそうだ」と思ったら、ひとりで抱え込まずに早めに相談してください。

◎通告の義務

地域に住む私たちには、子どもの虐待を発見したり、子どもの様子が変わったと感じたら、関係機関への通告の義務があります。（児童虐待の防止等に関する法律 第6条）

通告した人の秘密は守られます。通告内容や誰が通告したかといった情報を保護者に知らせることはありません。通告した後で、虐待でないことがわかって通告した人に罰則はありません。

※学校や児童福祉施設、病院、その他子どもの福祉に業務上関係ある団体、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師や保健師、弁護士等は、虐待を受けている子どもの早期発見と虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、速やかに関係機関に通告する義務があります。

◎児童虐待の特徴

- 発見が困難…現在の子育て環境は、核家族化や地域から孤立している家庭が多く、「密室」での子育てが保護者に一人で子どもに向き合わせ、相談相手も居ないまま育児ストレスから虐待をしてしまう家庭が増えています。また、自分のしていることが虐待だと気付かない場合も多くあり、これを発見するには地域の住民や関係機関の協力が必要です。
- 早期発見、早期対応が重要
 - …通告や相談を迷っている間も子どもは危険にさらされています。虐待がエスカレートしていくほど、子どもに与える影響は深刻なものとなるため、少しでも早く発見・対応していくことが重要です。
- 虐待を疑うきっかけはこんなことから
 - 子どもの様子
 - 《不自然な傷がある、理由もなく身長や体重が増えない、いつも不潔にしている、表情が乏しく笑顔が少ない、おびえた泣き方をする、ほかの子どもに対して乱暴である、家に帰りたいがらないなど》
 - 生活環境
 - 《保護者が虐待を受けて育った、著しく不衛生な生活環境、サポートが無いひとり親家庭、経済的困窮など》
 - 保護者の様子
 - 《予期しない妊娠・出産（10代の妊娠など）、育児に対する不安やストレス、医療につながっていない精神障がいや依存症などの疾患、マタニティーブルー・産後うつなどの精神的に不安定な時期、親族・地域社会との交流がない、配偶者からの暴力（DV）があるなど》
- 小さい子どもほど危険度が大きい
 - …自分が虐待を受けていることを他の人に伝える事ができず、虐待によって死にいたる可能性が高いため、いち早く対応する必要があります。

◎児童虐待の種類

- 身体的虐待…子どもの身体に傷を負わせたり、生命に危険をおよぼすような行為をすること。
《殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、やけどをさせる、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物・毒物を飲ませる、戸外に閉め出す、縄などで部屋に拘束する、意図的に子どもを病気にさせるなど》
- 性的虐待…子どもにわいせつな行為をすること。又は子どもにわいせつな行為をさせること。
《子どもへの性交、性的行為の強要・教唆・性器や性交を見せる、児童ポルノ等の被写体になることを子どもに強要するなど》
- ネグレクト…子どもの心身の健やかな発達を損なうなどの不適切な養育、監護の怠慢、あるいは子どもの安全に対する不注意や無関心のこと。
《乳幼児を家に残したまま外出する、子どもを車の中に放置する、子どもの意に反して学校に登校させない、家に閉じ込める、十分な食事を与えない、病気やケガをしても適切な処置をしない、極端に不潔な環境の中で生活させる、保護者以外の同居人の虐待行為を放置するなど》
- 心理的虐待…子どもに言葉による脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為のこと。
《子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう（※面前DV）、ことばでおどす、子どもを無視したり拒否的な態度をとる、子どもの心を傷つけることを言う、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをするなど》

※面前DVとは・・・

家庭内での配偶者間暴力（DV）は子どもへの「心理的虐待」にあたり、どなり声、叫び声、暴言・暴力、恐ろしい表情、物の壊れる音などは子どもに大きなストレスを与えます。

- 子どもはこんなことを感じます。

《不安や心配が大きくなる、おびえる、親を怖がる、自分は悪い子だ、自信が無くなる、自己肯定感（自分は大切な存在）が低くなる》

- 子どもにこんなことが起こります。

《親から離れない、口げんかでも過剰に反応する、頭痛・腹痛・吐き気・発熱、寝つきが悪くなる、夜泣き、萎縮する、落ち着かない、集中できない》

- その結果

《友達とうまく遊べない、トラブルが多くなる、学校や幼稚園に行きたがらない、良好な人間関係が持てなくなる、自分なんて価値が無いと思う、子どもの成長（発達）に長期的に悪い影響を与えます。》

令和2年4月1日から、児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことにより、親権者等が子どもの「しつけ」に際して体罰を加えてはならないことが明文化されました。

※子育てに熱心なあまり、厳しくしつけるつもりで手をあげたりすることは虐待にあたります。

A small, brown, fuzzy squirrel figurine with a long, curled tail. The squirrel is standing on its hind legs, facing right. The tail is a lighter brown color and is curled upwards and then back down. The squirrel has small black eyes and a small black nose. The body is covered in a soft, fuzzy material.



①	新冠中学校
②	新冠小学校
③	町民センター
④	スポーツセンター
⑤	郷土資料館
⑥	国保診療所
⑦	保健センター
⑧	井上歯科医院
⑨	レ・コード館
⑩	新冠ファミリー歯科
⑪	レ・コードパーク
⑫	認定こども園ドレミ
⑬	新冠町役場
⑭	発達支援センターあおぞら
⑮	節婦体育館



新冠町役場町民生活課町民生活グループ社会係

〒059-2492

住 所 新冠町字北星町3番地の2

電話番号 0146-47-2111（代表）

0146-47-2112（直通）

FAX 0146-47-2496

2021年3月発行

このガイドブックは、令和3年3月現在の情報を関係機関から提供のもと作成しました。
その後、内容の変更があるかと思われますので、関係機関へお問い合わせのうえ、ご利用くださいますようお願い致します。